

法律第七十三号（令三・六・一六）

◎水循環基本法の一部を改正する法律

水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「施策」の下に「（地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含む。以下同じ。）」を加える。

第十二条中「水循環に関して講じた」を「講じた水循環に関する」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（地下水の適正な保全及び利用）

第十六条の二 国及び地方公共団体は、前三条に定めるもののほか、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置又はこれに類する業務を行う既存の組織の活用、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・国交通大臣署名）